

ひとり親家庭等臨時特別給付金の支給について

1 概 要

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、外出の自粛等により仕事が継続できない状況や雇用条件の悪化に伴う収入の著しい減少など、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等を支援するため、児童扶養手当受給者に対し市独自の臨時特別給付金を支給します。

2 児童扶養手当とは

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉増進を図ることを目的として、国の児童扶養手当法に基づいて支給する手当です。

3 支給対象者及び対象世帯数

(1) 支給対象者

令和2年5月1日時点で川崎市に住所を有する方で、

①令和2年4月分又は3月分の児童扶養手当の支給を受ける方

②4月中に児童扶養手当を申請し、5月分から児童扶養手当の受給対象となる方

(2) 対象世帯数

約6,200世帯を見込んでおります。

4 支給金額

児童扶養手当受給者1世帯につき20,000円を支給

5 支給手続き

申請手続きは不要としております。

6 執行予算額

125,217千円（見込み）

7 支給時期

3（1）①の方については、5月末までに支給する予定です。

3（1）②の方については、準備が出来次第支給する予定です。

川崎市こども未来局こども支援部こども家庭課
担当 北川
電話 044-200-2671